

くおさむね君のワンポイントアドバイス>

「町県民税の特別徴収は事業主の義務!」

『所得税を源泉徴収しているすべての事業主は、従業員の町県民税を特別徴収しなければならない』ことと地方税法で定められています。



★納税者の利便性向上と、滞納を未然に防ぐことを目的に、宮城県内すべての市町村で町県民税の特別徴収を推進しています。

「おしえて おさむね君!」 <町県民税Q & A>



今まで納付書で納めていたのですが、給料から天引きしてもらいたい場合は、どのように手続きをすればよいですか？



ご本人に来ていただく手続きはありませんが、勤め先の給料の担当をしている方に特別徴収（給与からの天引き）をしてほしい旨をお話ししてください。給料担当者から町民税課に連絡があったのちに、徴収開始月等を決定して、給料担当者に開始月、毎月の徴収額を通知します。



義務って言われても…特別徴収になると私（事業主）の負担が大きくなるのでは…？



そんなことはありません！

町県民税の税額計算は町が行いますので、**事業主には、所得税の計算のような手間はかかりません。**

それに、**従業員**には次のようなメリットがあります。

- ・金融機関や役場などに出向いて納税する手間が省けます。
- ・普通徴収に比べて**1回あたりの納付金額が少なくて済みます。**

特別徴収の事務の流れ



次回は、国民健康保険税などについてのお役立ち情報を掲載しますので、かかさず楽しく読みましょう！

問い合わせ 町民税課課税係 町県民税担当 ☎46-1372

シリーズ おらほの 納税教室 ⑩

今回は、町県民税の特別徴収についてのお役立ち情報などを紹介していきます。これまで町県民税を普通徴収で納めていた方や、事業主の方は、この機会に特別徴収を検討してみてはいかがでしょうか。



6月中旬に町県民税納税通知書を発送します。

納付書で納める方には、納税通知書と合わせて、1年分（1期～4期）の納付書が送付されます。**大切に保管し、納期内に忘れずに納めましょう！**

町県民税とは

町県民税は、「地域社会の費用をできるだけ多くの住民に分担してもらう」という性格を持つている税金です。通常、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」と、所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」を合計したものが税額になります。

町県民税の納税義務者

- ・1月1日時点で南三陸町に住民登録がある方
- ・住民登録はないが、南三陸町に家屋敷や事業所・事務所がある方

町県民税の納付方法

納付方法は、**普通徴収**と**特別徴収**（給与からの天引き）があります。

普通徴収とは…？

納税者が6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期に別けて納付書で納める方法です。

特別徴収とは…？

事業主（給与支払者）が、毎月の給与を支払う際に町県民税を天引きして納める方法です。



Aさんの納める町県民税の年税額が12万円の場合

◎普通徴収だと…1回で納める額が3万円

普通徴収（納付書払い）				
6月	8月	10月	1月	計
3万円	3万円	3万円	3万円	12万円

毎回3万円はきついなあ…

◎特別徴収だと…1回の給料から天引きされる額が1万円

特別徴収（給与からの天引き）												計
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	12万円
1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	12万円

1万円ずつなら納められる♪